

三木町農業委員会

令和5年3月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年3月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年3月20日

(会議時間) 13:20～15:23

(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 17名

| | | |
|-----|----|-------------|
| 1番 | 松田 | 隆雄 |
| 2番 | 香西 | 茂知 |
| 4番 | 藤澤 | 勇一 |
| 5番 | 鎌倉 | 茂雄 |
| 6番 | 溝渕 | 常雄 |
| 7番 | 川田 | 正憲 |
| 8番 | 鈴木 | 勤 |
| 9番 | 小川 | 正則 |
| 11番 | 高重 | 浩二 |
| 12番 | 白井 | 敏雄 |
| 13番 | 吉原 | 博 |
| 14番 | 中川 | 詰郎 |
| 15番 | 横山 | 良秀 |
| 16番 | 岡田 | 久 |
| 17番 | 鎌倉 | 守 |
| 18番 | 溝渕 | 廣明 (会長職務代理) |
| 19番 | 高尾 | 壽一 (会長) |

欠席委員数 2名

| | | |
|-----|----|----|
| 3番 | 古市 | 哲 |
| 10番 | 鎌倉 | 博之 |

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

13時20分 開会

- 事務局 それでは、只今から3月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、古市委員、鎌倉博之委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等10件と、農地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、定例会議事録署名委員につきましては、吉原委員と中川委員をお願いいたします。それでは、高尾会長よりしくお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思っております。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。なお、1番の案件については、小川委員が当事者となっておりますので、ここで一旦退席していただきます。1番のみ先に説明してください。
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
- 会長 1番についてもう少し細かく説明をお願いします。
- 事務局 譲渡人の所有農地が測量の結果、譲受人の農地に入り込んでいる部分があり、この部分と譲渡人の宅地進入路が逆に譲受人の所有農地に入り込んでいる部分を相互に交換し、所有権を移転するものです。
- 会長 はい、わかりました。これについてご質問ございますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは議案第1号の1番のみ先に採決に入ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。ここで小川委員の入場を認めます。続きまして2番の案件について説明をお願いします。
- 事務局 【番号2について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 譲受人、譲渡人ともにさぬき市の方になるんですね。住所地からの距離はどれくらいですか。
- 事務局 農地が奥山の中山で住所が多和三木町の境になりますのでかなり近距離になります。
- 会長 譲受人と譲渡人が同じ名字ですが、2人の関係性はどうなんですか。
- 事務局 名字が同じというだけで、親戚関係などは特にございませぬ。
- 会長 はい、わかりました。この圃場は田としてきちんと管理できていますか。
- 事務局 はい、ここは圃場整備事業が行われた一種農地になりますので管理はできております。

- 会長 他にご質問ありませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号の2番について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして議案第2号、3号について併せて事務局より提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第2号、農地法第4条による許可申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。お配りしている個別の地図も、併せてご覧ください。
【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の3ページをご覧ください。
【番号1から番号4について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で、議案第2号及び第3号についての説明を終わります。
- 会長 それでは、現地調査について、担当地区の委員さん、説明をお願いします。
- 白井委員 それでは、現地調査の報告を行います。3月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年3月13日(月)の午前9:00から4条申請1件、5条申請4件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、私(白井委員)、事務局2名の計5名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。
現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。この中で問題となったのは5条申請の番号1です。こちらにつきましては、申請地において既に造成が行われていましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 はい。それでは地区担当の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。
- 鈴木委員 4条申請1番ですが、今まで農地は父親がしていましたが、亡くなった後は管理のみしている状況でした。この度三木町の下水道管布設工事に伴い、氷上保育所の臨時駐車場用地として一時転用しておりましたが、使い勝手がいいということでそのまま駐車場用地として永久転用するもので、特に問題はありません。
- 会長 はい、ありがとうございます、続いて5条申請の1番からお願いします。
- 小川委員 譲渡人が亡くなって、今は弁護士が相続財産管理人になっており、譲受人に売買します。譲受人はこの土地を購入後、経営している自分の会社に貸し資材置場として利用する計画です。事務所も何も建てない、ただの資材置場ですので、何も問題はないと思います。
- 高重委員 2番は、住宅メーカーの事務所が建設予定ということですが、周辺農地に何の影響もないので特に問題ないと思います。
- 白井委員 3番ですけど、土地所有者が亡くなられて、相続人がいないということで弁護士が財産管理人として財産処分を行っており、12区画の分譲住宅ができるということですが、地元水利組合とも話ができていますので何ら問題はないかと思います。
続きまして4番は、譲渡人の孫娘の夫に農地を使用貸借し、分家住宅を建設する計画です。住宅地としては、少し面積は広いですが、特に問題はないかと思います。
- 会長 はい、ありがとうございます。以上について何かご質問のある方いらっしゃいますか。

会長 5条の3番ですが、この分譲住宅地の開発予定地は全て同一の名義ですか。

事務局 はい、全て同一の名義になります。

会長 他に何かご質問はありますか。なければ採決に入ります。議案第2号の4条申請1件について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請4件について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、非農地証明願について、提案をお願いします。なお小川委員については、関係当事者になりますので、ここで一旦退席していただきます。

事務局 失礼いたします。議案第4号、非農地証明願について説明します。議案書の4ページをご覧ください。
【番号1から番号3について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で、議案第4号、非農地証明願についての説明を終わります。

会長 1番についてですが、ここはもともと農地だったんですか。

事務局 地目は農地で、現況はコンクリートで舗装されている農道になっております。

藤澤委員 1番と2番は現況で農道が個人名義で残っているということですか。その場合この農道の地目や所有者はどういう風になるんですか。個人の農道として非農地証明を受けてそのままおいておくんですか。

会長 この申請地の地番というのは、今回分筆してできたんですか。

事務局 今回の申請のために分筆して新たに登記されたものです。

藤澤委員 この場合に公衆用道路として今後位置づけしていくのであれば、個人の所有地であった場合に通行権の問題が出てくるので単なる非農地ではいけないんじゃないですか。

事務局 本来であれば非農地証明ではなく、転用申請にて地目変更すべき土地になるんですが、旗竿地になるので転用許可がおりないという問題がありました。今後の計画として分家住宅を建てる計画があるため、建築基準法を満たすためにはこの進入路部分を地目変更する必要があるため、今回非農地証明にて地目を変更します。変更後の地目は公衆用道路ではなく、宅地とする予定です。

藤澤委員 わかりました。

会長 他に何かありますか。なければ採決に入ります。議案第4号の非農地証明願3件について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

- 事務局 失礼します。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。番号10から説明いたします。
【番号10から番号25について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 それでは、この集積計画について何か質問のある方いらっしゃいますか。
- 会長 耕作面積が18番、19番と20番、23番が0㎡で4月より下限面積がなくなるということで問題ないという取扱いになるんですか。
- 事務局 18、19番の担い手の方は新規就農者で令和3、4年については、下笠居のみかん農家で働いていたようで、現在は農業大学校で勉強中であり、今月卒業予定です。この土地を選んだ理由は、知り合いの紹介ということで、周辺農地への影響は特にないということ聞いております。
- 会長 開始年月日が4月1日ということなんで、みなさんご意見どうですか。
- 鈴木委員 前月の定例会にて新規就農者の報告としてみなさん承認した方になるので問題はないかと思えます。
- 会長 他に何かご意見のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 それでは採決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画について承認の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして報告議案の第1号について説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。
【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。
- 会長 報告事項にはなりますが、何か質問はございますか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 それでは議案については以上となります。
続きまして、次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年2月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が17件、66, 978.01㎡、三木町が0件でございました。
続きまして次第の3番、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、また4番の令和5年度最適化活動の目標の設定等について、続けて事務局より説明を求めます。
- 事務局 失礼致します。早速ですが、お手元にお配りしております資料の、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）を御覧ください。
この度、4月1日に改正されます委員会法第7条に基づき、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画の目標を達成するために、農業委員会が果たすべき役割に関する事項を盛り込み、設定することとされました。設定期間は三木町農業経営基盤強化促進基本構

想の実施期間であります令和12年度まで、といたしました。また、各項目の設定目標についても、農林係とすり合わせをいたしまして、設定いたしました。また、推進の方法、評価方法につきましては、国が示す基準を参考に、三木町の現状にそごうよう、設定いたしました。

はじめに、基本的な考え方でございますが、文章中頃にあります通り、上の観点から、活力ある農業、農村を気づくため、農業委員会法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んで行くよう、具体的な目標と推進方法、達成状況に対する評価方法等を定めるものとされました。なお、この指針は、三木町農業経営基盤強化促進基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標として十年後を目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期である3年ごとに見直しを行うこととなっております。

続きまして、第2具体的な目標、推進方法及び評価方法でございます。

主要活動である、遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地利用の集積集約化新規参入の促進についての3項目について設定しています。まず、遊休農地の解消目標ですが、現状の10haから6.7haまで解消を進めることと設定いたしました。

担い手への農地集積につきましては、三木町農業経営基盤強化促進基本構想の目標設定値である集積率50%といたしました。続く、(参考)担い手の育成、確保及び、3の新規参入の促進目標も、基本構想をもとに設定をいたしました。

最後になりましたが、指針、目標の設定ともに推進委員には書面にてご確認いただき、3月末までにご意見をいただく旨を、本日郵送にてお送りする予定です。なお、設定内容に変更が生じる場合は、令和5年度の全体総会時に再度お諮りし、変更する予定といたしております。

続きまして、お手元にお配りしております資料の、「令和5年度最適化活動の目標設定等」を御覧ください。

農業委員会は、毎年度、3月までに翌年度の最適化活動の目標を定め、農地の利用の最適化の推進活動を実施することと定められております。つきましては、本日、令和5年度の目標設定等の(案)について、お諮りいたします。

まず、1でございますが、現在の農業委員会の現状についての内容となっており、農家数等は2020年センサスの数値、農地面積は令和4年の作付面積調査の数値となっております。

続きまして2、最適化活動の成果目標です。ここからは、推進活動の3項目となる、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について、それぞれ目標を設定します。

1の(1)農地の集積でございます。①は、現在の集積状況でございます。②は、本年度の集積目標数値でございます。来年度は30haの集積を目標としています。

続きまして、(2)遊休農地の解消です。①が現在の状況でございます。約11haの遊休農地がございます。②は、今年度の解消目標となっております。アの緑区分の農地については、令和3年度を起点に、令和8年度までの5年間で全筆解消を目指すため、今年度はその5分の1の1.35haの解消を目標とします。黄色区分については、令和3年度までの黄色区分の農地を今後どのように解消していくかについての工程表の策定方針です。続きましてイ、前年度に発生した緑区分の遊休農地は2.91haとなっており、令和4年度から、前年度新規発生した緑区分は次年度で解消する、という考え方に改正されたので、令和5年度に解消する目標面積として計上されています。

続きまして、(3)新規参入の促進、でございます。令和4年度には5名の新規参入者があり、7.1haの農地が担い手に集約されました。令和5年度は、新規就農者への農地の集積目標を2.4haと設定いたしました。

続きまして、推進委員等の活動日数目標は、前年度と同じ、月6日といたしました。活動強化月間は、7から9月にかけて、遊休農地の発生防止と農地の集積に努める活動を設定しました。強化月間に関わらず、令和5年度も地区内の見回りをしていただき、地区内の状況や解消や集積につながる活動として活動記録簿に記入し、提出していただければと思います。(3)新規参入相談会への参加目標は、機会があれば実施するという意味で設定いたしました。

以上が令和5年度の最適化活動の目標の設定等となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 会長 何か質問のある方いらっしゃいますか。
- 吉原委員 指針の3ページの集積面積の現状とさきほどの目標設定値の集積面積と集積率の数字が違っているんですが。この違いの意味を教えてください。
- 事務局 指針の3ページ、現状のところ370haが、誤って令和4年度の目標設定の数値になっているので、ここを393.3haに訂正するようお願いします。あわせて集積率についても26.8%から28.5%に訂正するようお願いします。
- 吉原委員 分かりました。
- 会長 指針の2のところ認定農業者の数字が73経営体になっていますが、もう少し多いように記憶しているんですが、どうですか。
- 事務局 直近の令和5年3月時点での数字を担当に確認したところ73経営体であるとのことでした。
- 会長 だいぶリタイアした方がおるといことですね、分かりました。みなさん他に気になるところはございませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは、本日資料にいくつか修正がありましたので、次回定例会時に修正し、案をとった形で報告していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員一同 (異議なし)
- 会長 それでは、次第3、4についてはそういったことでよろしく申し上げます。次は、その他で農地法3条許可にかかる下限面積の撤廃について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 **【農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の撤廃について説明】**
- 藤澤委員 3年3作との関係はどうなるんですか。下限面積が撤廃になることで4反以下の農地でも購入できるということは、農地を取得してすぐに転用できるということですか。
- 事務局 農地取得後すぐに転用ということがルール上認められてしまうようになるんですが、最終転用の許可権者である県が乱発は認めないという方向性で動いていると聞いています。
- 藤澤委員 農地を取得し、すぐに転売していくという場合には農業委員会としてこの資料に書いてあるように審査していくということですか。
- 事務局 はい、そうです。
- 吉原委員 申請があがると、この営農計画や業務従事日数等の要件をクリアした段階で定例会には議案としてかけられるんですね。であれば問題は実際に農地を取得した人が耕作しているかどうかだと思います。そのチェックはどのようにするんですか。
- 会長 それは地区担当の農業委員、推進委員、また事務局と協力してチェックしていくということになると思います。他に質問ありませんか。
- 委員一同 (質問なし)

会長 今後どういう事務処理や許認可を行うのかの詳細については、県から事務処理要領が届いてから事務局より改めて報告します。それでは、以上で今月の定例会は終了といたします。事務局へお返しします。

事務局 以上を持ちまして農業委員会3月定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15:23 閉会